

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	健康増進に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士河口湖町は住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

富士河口湖町長

公表日

令和7年5月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進に関する事務
②事務の概要	健康増進法等の規定に則り、成人検診(各種がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診、歯周疾患検診)の実施および結果の管理、統計報告資料作成、データ分析等の処理を行う。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①健康増進法における健康増進事業の対象者の把握 ②保健指導等の事後指導の実施及び結果管理 健康増進事業の実施に関する事務では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第二に基づき、保有する個人情報のうち情報提供に必要な情報を中間サーバーに格納する。中間サーバーは情報提供ネットワークシステムを通じて関係する各機関と情報連携を行う。また、当事務において必要となる、他機関が保有する情報について、中間サーバーを介して情報取得を行う。
③システムの名称	健康管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○番号法第9条第1項別表 111の項 ○番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号) 第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報照会の根拠・情報提供の根拠】 ○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	富士河口湖町健康増進課 山梨県南都留郡富士河口湖町船津1700 電話番号0555-72-6037
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	富士河口湖町健康増進課 山梨県南都留郡富士河口湖町船津1700 電話番号0555-72-6037
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)により示された留意事項等を遵守している。
9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	番号法29条の2(研修の実施)及び富士河口湖町個人情報、個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する要綱第11条(教育研修)に従い、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、毎年計画的に教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	評価実施機関における担当部署の所属長	健康増進課長 渡辺喜正	健康増進課長 堀内正志	事後	人事異動確定後
平成30年6月1日	I 5 ②所属長の役職名	健康増進課長 堀内 正志	健康増進課長	事後	様式変更による
令和1年6月21日	IV リスク対策		「IV リスク対策」新規項目追加	事後	
令和3年12月15日	1 ②事務の概要	健康増進法等の規定に則り、成人検診（各種がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診、歯周疾患検診）の実施および結果の管理、統計報告資料作成、データ分析等の取組を行う。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①健康増進法における健康増進事業の対象者の把握 ②保健指導等の事後指導の実施及び結果管理	健康増進法等の規定に則り、成人検診（各種がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診、歯周疾患検診）の実施および結果の管理、統計報告資料作成、データ分析等の取組を行う。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①健康増進法における健康増進事業の対象者の把握 ②保健指導等の事後指導の実施及び結果管理 健康増進事業の実施に関する事務では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）別表第二に基づき、保有する個人情報のうち情報提供に必要な情報を中間サーバーに格納する。中間サーバーは情報提供ネットワークシステムを通じて関係する各機関と情報連携を行う。また、当事務所において必要となる、他機関が保有する情報について、中間サーバーを介して情報取得を行う。	事前	情報連携開始による再評価実施に伴う変更。
令和3年12月15日	1 ③システムの名称	健康管理システム 団体内統合宛名システム	健康管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー	事前	情報連携開始による再評価実施に伴う変更。
令和3年12月15日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第1項 別表第一 76項	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第1項 別表第一 76項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府総務省令第5号）第46条	事前	情報連携開始による再評価実施に伴う変更。
令和3年12月15日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	情報連携開始による再評価実施に伴う変更。
令和3年12月15日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		【情報提供】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第8号、別表第二の102の2の項 【情報照会】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第8号、別表第二の102の2の項	事前	情報連携開始による再評価実施に伴う変更。
令和3年12月15日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	2019/5/1	令和3年12月1日時点	事前	情報連携の開始に伴い、再評価を実施したもの。
令和3年12月15日	Ⅱしきい値判断項目 2.取組件数 いつ時点の計数か	2019/5/1	令和3年12月1日時点	事前	情報連携の開始に伴い、再評価を実施したもの。
令和7年5月23日	I. 3. 法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第1項 別表第一 76項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府総務省令第5号）第54条	○番号法第9条第1項別表 111の項 ○番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府、総務省令第5号）第54条	事後	
令和7年5月23日	I. 4. ②法令上の根拠	【情報提供】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第8号、別表第二の102の2の項 【情報照会】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第8号、別表第二の102の2の項	【情報照会の根拠・情報提供の根拠】 ○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項	事後	
令和7年5月23日	Ⅱ. 1. いつの時点の計数か	令和3年12月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年5月23日	Ⅱ. 2. いつの時点の計数か	令和3年12月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年5月23日	IV. 8. 人手を介在させる作業		新様式への変更に伴う項目の追加	事後	
令和7年5月23日	IV. 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		新様式への変更に伴う項目の追加	事後	